

PTAのしおり



横浜市立奈良小学校PTA

令和6年度(2024)



目次

はじめに	1
規 約	4
細 則	9
個人情報の取扱規則	13
P T A 組 織 図	15

はじめに

◇ PTAは何のため、誰のため？

奈良小学校PTAは、昭和28年4月に奈良小学校の創立と同時に発足しました。時代の流れとともに、子どもたちを取り巻く教育環境や生活、会員の意識は変化してきましたが、『子どもたちの健やかな成長』という願いは変わりません。奈良小PTAはこの変わらぬ願いを念頭において活動しています。

◇ みんなで支えています

PTA活動は、役員が組織を運営し、委員長・副委員長・委員が実際の活動の中心となり、さらに会員が様々な形で支援しています。活動内容に違いはありますが、どれが欠けても成り立ちません。積極的な参加をお願いします。

◇ 学校・家庭・地域

子どもたちを育む「学校・家庭・地域」の関係を表すときに使われることが多い「図-1」はそれぞれ独立しているような印象を受けますが、実際は「図-2」のように家庭も学校も地域の中にあります。地域の中で育てられているということを、心に留めておきましょう。

図-1

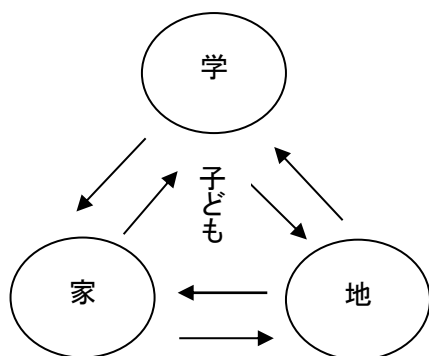
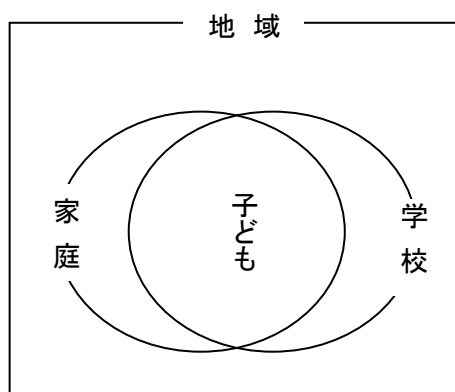


図-2



◇ PTA 会員 とは

奈良小学校児童の保護者と教職員によって組織されます。会員は、規約によって定められた会費を納め、権利も義務も共有します。

◇ 役員 とは

代表、書記、会計で構成し、あわせて「三役」ともいいます。主な活動内容は次のとおりです。

- 総会、役員会、拡大役員会、運営委員会を開催する。
- PTA 全体の活動状況を把握し、調整する。
- PTA を代表し、対外活動を行う。
- PTA だよりを発行する。
- 予算に基づいて会計事務を処理する。

◇ 会計監査 とは

1年生と6年生を除く学年から選出された保護者で構成し、その年度の会計を監査し総会で報告します。会計監査は必要に応じて行うことができます。

◇ 学級委員会 とは

児童、教職員、保護者をサポートする活動を行います。

◇ 校外委員会 とは

各地区から選出された校外委員で構成し、地域における子ども達の健全な教育環境を守るとともに、災害時の緊急下校等において学校と協力します。

◇ 特別委員会 とは

必要が生じたとき、運営委員会が設立し、委員を募集します。活動例として、家庭教育学級や周年行事、ありがとうの会の開催などがあります。

◇ 推薦委員会 とは

1～5年から選出された保護者、教職員から1名、役員会から1名選出された推薦委員で構成し、役員・委員長・副委員長を年度末までの運営委員会に推薦します。

◇ 委員記録制度 とは

児童一人につき6年間に一度以上は、役員・委員長・副委員長または委員としてPTA活動に参加します。在学中「委員記録カード」を使用し、その経験の有無を記録します。(17ページ参照)

◇ ボランティア制度 とは

PTA活動を支えるため、年間を通じてボランティアの募集があります。

◇ 会員の発案による活動(会員企画) とは

会員が自ら企画し、拡大役員会において実施が承認された活動には活動費が支給されます。役員・委員長・副委員長及び委員の負担を軽減する一方、活動の広がりを期待し、会員による企画の実施を奨励しています。

◇ 総会 とは

全会員が集まって話し合う、最高の議決機関です。定期総会は年一回、五月に開かれますが、会員の十分の一以上の要求があったとき、または運営委員会が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができます。

◇ 運営委員会 とは

総会に次ぐ議決機関です。役員・委員長・副委員長、学級委員若干名、各地区より校外委員1名によって構成し、必要に応じ開催します。会員は会議を傍聴することができます。

◇ 拡大役員会 とは

役員と委員長及び副委員長で構成し、原則として毎月一回開催します。委員会の提案事項の審議や、活動計画・予算の立案などをします。

◇ 役員会 とは

役員で構成し、必要に応じて開催します。

◇ 青葉区 PTA 連絡協議会(区P連) とは

青葉区内にある公立小中学校PTAが加入し、情報・意見交換等をしています。また、横浜市 PTA 連絡協議会(市P連)にも加入しています。

規 約

(名前と事務所)

1. この会は、奈良小学校PTAといい、事務所を奈良小学校内（横浜市青葉区奈良町1541番地2）におきます。

(目 的)

2. この会は、一人一人の子ども達が、家庭、学校、地域社会で、何を求め、どう過ごしているかを知り、子ども達全体が現在から未来へと幸せでたくましく育ってゆくためにはどうすべきかを、保護者と教職員が協力し合って、話し、考え、学習し、より望ましい状態を実現させるように努める集まりです。

(活 動)

3. そのために、つぎの活動をします。
 - a. 懇談や学習を通して、よりよい保護者、よりよい教職員に成長するように努めます。
 - b. 子ども達の生活環境を、より安全で健康的なものにするために活動します。
 - c. 民主的な公教育を充実させる事によって、子ども達の教育環境をよりよくするように活動します。

(性 格)

4. この会は、特定の政党や宗教にかたよらず、営利目的の活動はしません。
5. この会は、教育を本旨とする民主的自主的団体で、他の団体の支配、統制、干渉はうけません。
6. 子ども達の教育福祉のために活動する機関との横のつながりをもち、協力します。
7. この会は、教育の問題について発言しますが、直接には、学校の管理や人事に干渉しません。

(会 員)

8. この会は、奈良小学校児童の保護者と教職員をもって会員とします。
9. この会の会員は、会費を納めるものとします。
10. 会員は、すべて平等の権利と義務を持ちます。

(会 費)

11. 会費は、一家庭及び教職員1名につき月額300円とします。

(組 織)

12. 学級PTAと地区PTAが組織の基本となります。

学級PTA

学級PTAは保護者が、学級から選出される委員を中心に、教職員と協力してより良い学級づくりを目指すとともに、学年、全校を対象にした活動をします。

地区PTA

地区PTAは保護者が、地区から選出される委員を中心に、教職員と協力して子ども達の校外生活を見守り、地域での健全な生活を促進するための活動をします。

(役員)

13. この会には、次の役員をおきます。役員は、規約細則に定める推薦委員会の手続きによって推薦され、「年度末総会」において承認されます。また、前年度役員は定期総会までの間、補佐として活動に協力します。

代表

- a. 代表は、保護者3名で構成されます。
- b. この内1名を便宜的に对外窓口とし代表者としますが、実際の活動は、三者同等とします。
- c. 代表は総会やその他の会を招集します。

書記

- d. 書記は、保護者2名で構成されます。
- e. 書記は、総会や運営委員会等の議事を正確に記録、報告し、庶務を行います。

会計

- f. 会計は、保護者2名と教職員1名で構成されます。
- g. 会計は、総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理します。
- h. 総会で監査を経た決算報告をします。
- i. この会の財産を管理します。

(役員任期)

14. 役員任期は、当該年度四月から次年度定期総会までとし、再任を求める場合は、通算三期までとします。教職員についてはこの限りではありません。

(顧問)

15. この会には、顧問をおき、顧問には学校長をあてます。

(機関)

16. この会には、総会、運営委員会、役員会、拡大役員会、常設委員会、特別委員会、推薦委員会をおきます。

(総会)

17. 総会は、全会員が集まって話し合う、この会最高の議決機関です。
18. 総会は、役員代表が招集します。
19. 「定期総会」は年度初めに開催し、「年度末総会」は年度末に開催します。いずれの総会も必要に応じて書面・電磁的方法にて開催・決議することもできます。
20. 定期総会では、次の事を行います。
- a. 前年度PTA活動報告及び決算報告とその承認。

- b. 前年度役員及び各委員会委員長及び副委員長の解任。
新年度役員及び各委員会委員長及び副委員長の紹介。
 - c. 会計監査員の承認。
 - d. 当該年度PTA活動計画及び予算の審議と承認。
21. 会員の十分の一以上の要求があったとき、また運営委員会が必要と認めるときは、臨時総会をもちます。総会を欠席する会員は委任状を提出することとします。
 22. 総会は、当日の出席者と委任状提出者を合わせて総会出席者とみなし、総会出席者が、会員の三分の一以上に達した場合に成立するものとします。なお、書面および電磁的方法による総会は、議事に係る回答者数が会員の三分の一以上に達した場合に成立するものとします。
 23. 議事は、出席者の過半数で決めます。なお、書面および電磁的方法にて総会を開催する場合は、回答者の過半数で決定することとします。
 24. 総会の議題内容は、総会開催日より五日以上前に全会員に配布しなければなりません。但し、規約改正案については、総会開催日より十日以上前に配布しなければなりません。

(運営委員会)

25. 運営委員会は、総会につぐ議決機関で、必要な時のみ開催します。運営委員会は、書面・電磁的方法にて開催することもできます。
26. 運営委員会は、役員、学級委員若干名、各地区より校外委員1名、常設委員会委員長及び副委員長によって構成されます。
但し、特別委員会が発足した場合は、その委員長及び副委員長を含みます。
27. 運営委員会は、必要に応じてその他の会員の出席を求めることができます。
28. 運営委員会では、次の事を行います。
 - a. 拡大役員会で検討された事項の審議及び承認。
 - b. 特別委員会の設立と承認。
 - c. 緊急を要する問題を執行。
29. 運営委員会は、構成員の過半数の出席で成立します。
30. 構成員が出席不可能なときは、所属する各委員会の中から、代理人が出席することができます。
31. 議事は、出席者の多数決によります。

(役員会)

32. 役員会は、役員によって構成され、必要に応じて開催されます。
33. 役員会は、構成員の過半数の出席で成立します。

(拡大役員会)

34. 拡大役員会は、毎月一回開く事を原則とします。
35. 拡大役員会は、役員、常設委員会委員長及び副委員長によって構成されます。
但し、特別委員会が発足した場合はその委員長及び副委員長を含み、また必要に応じてその他の会員の出席を求めることができます。

36. 拡大役員会では、次の事を行います。
- a. 常設委員会、特別委員会で提案されたことの審議検討。
 - b. 年間活動計画、予算を立案。
 - c. 総会に提出する議案や報告書の作成。
 - d. 細則原案及び改正案の作成と廃案の提起。

37. 拡大役員会は、構成員の過半数の出席で成立します。

(常設委員会)

38. 常設委員会は、学級PTA・地区PTAの活動に必要な事項の検討、運営などにあたります。
39. 常設委員会委員長及び副委員長は、規約細則に定める推薦委員会の手続きによって推薦され、「年度末総会」において承認されます。
40. 常設委員会について、必要な事項は細則で定めます。

(特別委員会)

41. 特別委員会は、本会活動のために必要が生じたとき、運営委員会が設立します。
42. 特別委員会について、必要な事項は細則に定めます。

(推薦委員会)

43. 推薦委員会は、役員ならびに常設委員会委員長及び副委員長、また発足が必要な場合は、特別委員長及び副委員長の候補者を、年度末までの運営委員会に推薦します。
44. 推薦委員会について、必要な事項は細則に定めます。

(委員の任期)

45. すべての委員の任期は原則として一年とします。

(会 計)

46. この会の経費は、会費、その他の収入によってまかなわれます。
47. この会の会計は、総会で議決された予算に基づいて行われ、一般会計と特別会計に分けて管理されています。
48. この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければなりません。
49. 会員が必要と認めたときは、別に会計を設ける事ができます。
50. 会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わります。

(会計監査)

51. 会計監査員は、1年生と6年生を除く学年から若干名選びます。会計監査員は、他の役員・委員長・副委員長及び委員との兼任はできません。
52. 会計監査員は、総会において承認されます。
53. 会計監査員は、この会の会計を監査し、結果を総会で報告します。
54. 会計監査員は必要に応じ、随時、会計監査を行うことができます。

55. 任期は一年とします。

(改 正)

56. この規約は、総会出席者の三分の二以上の賛成があれば改正されます。改正案は、総会より十日以上前に配布しておかなければなりません。

(細 則)

57. 細則は、この規約の範囲内において、運営委員会の議決を経てきめます。

58. 運営委員会は、細則の改廃について次の総会に報告しなければなりません。

(施 行)

59. この規約は、昭和五十一年四月一日より施行されます。

この規約は、平成五年三月六日一部改正、施行されます。

この規約は、平成六年三月五日一部改正、施行されます。

この規約は、平成七年五月二十三日一部改正、施行されます。

この規約は、平成九年五月二日一部改正、施行されます。

この規約は、平成十年五月十四日一部改正、施行されます。

この規約は、平成十二年五月十六日一部改正、施行されます。

この規約は、平成十二年十一月十日一部改正、施行されます。

この規約は、平成十三年五月十八日一部改正、施行されます。

この規約は、平成十五年五月十五日一部改正、施行されます。

この規約は、平成十五年十一月二十六日一部改正、施行されます。

この規約は、平成十六年五月十三日一部改正、施行されます。

この規約は、平成十九年五月七日一部改正、施行されます。

この規約は、平成二十年五月十五日一部改正、施行されます。

この規約は、平成二十三年三月三日一部改正、施行されます。

この規約は、平成二十五年三月七日一部改正、施行されます。

この規約は、令和三年三月五日一部改正、施行されます。

この規約は、令和六年二月二十七日一部改正、施行されます。

細 則

(会 費)

1. 会費は、五月・十一月に各六カ月ずつ納入します。
但し、徴収月数の変更を可能とし、運営委員会で決定できるものとします。

(委員の記録)

2. 会員相互の理解と親睦を深めるため、委員を輪番制で行います。児童の入学・転入の時に「委員記録カード」を作成し、在学中に役員・委員長・副委員長及び委員の経験の有無を記録していきます。

(常設委員会)

3. 常設委員会として下記委員会をおきます。(ただし必要に応じて、その他の委員会をおくことができます。)
学級委員会 校外委員会

(学級委員会)

4. 学級委員会は、児童、教職員、保護者をサポートする活動を行います。
5. 学級委員は、学級委員会が活動に必要な人数を決定し、委員会を構成します。
6. 学級委員長及び副委員長は、運営委員会及び拡大役員会に出席し、その内容を委員に報告します。

(学級委員のしごと)

7. 学級委員は、学校と連携して、学校生活や行事の運営をサポートします。

(校外委員会)

8. 校外委員会は、地域における子ども達の健全な教育環境を守るとともに、災害時の緊急下校等において学校と協力します。
9. 校外委員は、各地区から選び、うち若干名を地区代表及び地区副代表とします。また、奈良小学校地域防災拠点事務局員として、地区に関わらず1～5年生より5名選びます。
10. 校外委員長及び副委員長は、運営委員会及び拡大役員会に出席し、その内容を委員に報告します。

(校外委員のしごと)

11. 校外委員は、地区活動の中心となり、地区代表を助け、地域の連絡をはかります。
12. 地区代表は、各地区連絡会の召集、運営をし、地区で出された意見をまとめ、校外委員会及び運営委員会に報告、提案します。

(地区の区分)

13. 地区は、奈良5丁目・杉山・北ヶ谷・奈良北団地・ライオンズ・小田急・奈良上1・玉川学園台・奈良上2・モアクレスト・モアクレストⅡ・ワコーレ・ルクサーージュの13地区にわけます。

(特別委員会)

14. 特別委員会は、運営委員会で定められた活動を行います。
15. 特別委員は、特別委員会が活動に必要な人数を決定し、委員会を構成します。
16. 特別委員会は、運営委員会が定める方法によって委員長及び副委員長等を選びます。

(推薦委員会)

17. 推薦委員は次の方法によって選び、委員会を構成します。
a. 拡大役員会が1～5年より必要な人数を決定し、委員会を構成します。
b. 教職員の中から1名選びます。
c. 役員会の中から1名選びます。
18. 推薦委員会は、選出過程の一切を非公開とします。
19. 推薦委員は、推薦委員会の活動内容の一切を他にもらしてはなりません。
20. 推薦委員は、自らが選出する役員・委員長・副委員長の候補になることはできません。
21. 役員ならびに常設委員会委員長及び副委員長の推薦の手続きは下記の通りとします。
a. 広く全会員より立候補者を受け付けると同時に、全会員より推薦候補者を募ります。
b. 立候補者及び会員の中から推薦された氏名をもとにして、本人の承諾を得た上で、年度末までの運営委員会に推薦し、仮承認を得ます。
c. 推薦委員会は、必要とされる人数の役員・委員長・副委員長の候補を運営委員会に推薦できない場合、対応策として学級から候補を選出しますが、委員経験者はその対象とならないことを認めます。選出方法は、その年の推薦委員会に委ねます。また、推薦制度により選出される役職経験者は、以降の役員・委員長・副委員長及び委員の候補の対象とならないことを認めます。但し、役員会が承認する場合はこの限りではありません。

(ボランティア制度)

22. 役員会、拡大役員会、運営委員会、および各委員会は、必要に応じてボランティアを募集することができ、会員はこれに参加することで役員・委員長・副委員長及び委員の活動を助けます。

(会員の発案による活動)

23. 会員は自ら活動を企画し、これを拡大役員会に提出して実施の可否を問うことができます。
24. 拡大役員会において実施が承認された活動には、必要に応じて、妥当と判断される範囲内で活動費が支給されます。
25. 企画が実施された場合、その活動の企画・運営に携わった者はボランティア活動に参加したものとみなします。

26. 子どもの教育に直接関わる活動に限るものとします。特定の政党、宗教、思想にかたよる活動および営利目的の活動は実施できません。

(欠員-承認後-)

27. 学級委員に欠員ができた場合には、必要に応じ学級でこれを補充しますが、任期は前任者の残任期間です。
28. 校外委員に欠員ができた場合には、必要に応じ地区または1~5年生でこれを補充しますが、任期は前任者の残任期間です。
29. 推薦委員に欠員ができた場合には、運営委員会の協議に決定を委ねます。補充をする場合は、欠員ができた学年からしますが、任期は前任者の残任期間です。
30. 代表2名以上、書記2名又は会計2名の欠員ができた場合には、運営委員会の協議に決定を委ねます。補充をする場合の任期は、前任者の残任期間です。
31. 地区代表に欠員ができた場合には、校外副代表委員が昇格しますが、任期は前任者の残任期間です。
32. 地区副代表に欠員ができた場合には、校外委員でこれを補充しますが、任期は前任者の残任期間です。
33. 各委員会の委員長に欠員ができた場合には、各委員会の副委員長が昇格しますが、任期は前任者の残任期間です。
34. 各委員会の副委員長に欠員ができた場合には、各委員会でこれを補充しますが、任期は前任者の残任期間です。
35. 欠員を補充した場合は、いずれも全会員に報告しなければなりません。

(会議・会合の傍聴)

36. 会員は、事前にその会の責任者に連絡することによって、会議・会合を傍聴することができます。但し、推薦委員会については、活動の性質上、傍聴することはできません。

(会員の慶弔)

37. 教職員が転退任した時は、一人5,000円相当の記念品を贈り謝意を表し、会員が死亡した時、また、児童の不慮の事態の場合は、その状況に応じて香典を供え弔意を表します。

(組織図)

38. PTA組織図を掲載します。

(施行)

39. この細則は、平成六年一月二十八日一部改正、施行されます。
この細則は、平成六年二月五日一部改正、施行されます。
この細則は、平成七年三月六日一部改正、施行されます。
この細則は、平成九年三月十三日一部改正、施行されます。
この細則は、平成九年四月十八日一部改正、施行されます。
この細則は、平成十年三月九日一部改正、施行されます。
この細則は、平成十年四月二十三日一部改正、施行されます。
この細則は、平成十年五月十四日一部改正、施行されます。
この細則は、平成十二年五月十六日一部改正、施行されます。
この細則は、平成十二年十一月十日一部改正、施行されます。
この細則は、平成十三年五月十八日一部改正、施行されます。
この細則は、平成十五年十一月二十六日一部改正、施行されます。
この細則は、平成十六年三月十日一部改正、施行されます。
この細則は、平成十六年五月十三日一部改正、施行されます。
この細則は、平成十七年一月十九日一部改正、施行されます。
この細則は、平成二十年二月十四日一部改正、施行されます。
この細則は、平成二十四年三月八日一部改正、施行されます。
この細則は、平成二十四年十月十八日一部改正、施行されます。
この細則は、平成二十五年三月七日一部改正、施行されます。
この細則は、平成二十七年三月五日一部改正、施行されます。
この細則は、平成二十八年二月十六日一部改正、施行されます。
この細則は、平成二十八年六月十六日一部改正、施行されます。
この細則は、令和三年二月十七日一部改正、施行されます。
この細則は、令和六年二月二十七日一部改正、施行されます。

奈良小学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 奈良小学校 PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は、PTA 代表とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報の取扱者は、拡大役員、及び各委員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) PTA 活動に関する情報の管理、児童の登下校の安全に関わること、その他の文書の送付
- (2) 拡大役員会名簿、委員会名簿の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適性に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちにPTA代表に報告する。

(共通理解)

第16条 本会は、役員・委員また会員に対して、定期的に個人データの取扱いに関する留意事項について、共通理解を促すものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「奈良小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成29年5月30日より施行する。

P T A 組織図

